

平成 27 年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の
所轄税務署長を記載します。

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

所轄税務署長 麴町 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇	(フリガナ) あなたの氏名 渡辺 正	ワタナベ タダシ
	給与の支払者の 所在地(住所) 東京都千代田区霞が関3-1-1	京都杉	

◆ 給与所得者の保険料控除申告書 ◆

保険会社等の 名称	保険等 の種類	期間	契約者の氏名	受取人の 氏名	新・旧 の区分	あなたが本年中に支払った保 険料等の金額(分配を受けた 剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の 支払者の 確認印
●●生命	養老	10年	渡辺 正	渡辺弘美 妻	新・旧 (a)	25,000 円	
▲▲生命	養老	10年	同上	同上	新・旧 (a)	80,000 円	
支払った保険料の新旧区分ご との合計金額を記載してください。						25,000円×1/2+10,000円=22,500円 【計算式I(新保険料等用)】	
(a)のうち新保険料 等の金額の合計額 A						22,500 円	
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額 B						45,000 円	
介護医療保険料	●●生命	介護	10年	渡辺 正	渡辺弘美 妻	(a)	80,000 円
支払った保険料の新旧区分ご との合計金額を記載してください。						80,000円×1/4+20,000円=40,000円【計算式I(新保険料等用)】	
(a)の金額の合計額 C						40,000 円	
人保保険料	●●生命	〇〇年金	30年	渡辺 正	本人	新・旧 (a)	90,000 円
支払った保険料の新旧区分ご との合計金額を記載してください。						90,000円→最高40,000円 【計算式I(新保険料等用)】	
(a)のうち新保険料 等の金額の合計額 D						40,000 円	
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額 E						27,500 円	
計 算 式 I (新保険料等用) ※							
A、C又はDの金額	控除額の計算式						
20,000円以下	A、C又はDの金額						
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2+10,000円						
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/4+20,000円						
80,001円以上	一律に40,000円						
計 算 式 II (旧保険料等用) ※							
B又はEの金額	控除額の計算式						
25,000円以下	B又はEの金額						
25,001円から50,000円まで	B又はE×1/2+12,500円						
50,001円から100,000円まで	B又はE×1/4+25,000円						
100,001円以上	一律に50,000円						
地震保険	××火災	地震(建物)	5	渡辺 正	本人	新・旧 (a)	42,000 円
支払った保険料の新旧区分ご との合計金額を記載してください。						42,000円×1/2+5,000円=26,000円 【計算式I(新保険料等用)】	
(a)のうち地震保険料 等の金額の合計額						26,000 円	
地震保険料 控除額						12,400 円	
(b)の金額						42,000 円	
(c)の金額(③の金額が 10,000円を超える場合は、 ③×1/2+5,000円) ※						12,400 円	
合計						50,000 円	

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません。)	7,700,000 円		
(フリガナ) 配偶者の氏名	渡辺 弘美		
あなたと配偶者の住所又は居所が 異なる場合の配偶者の住所又は居所			
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業 専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。 また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。			
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。			
所得の種類	収入金額等(a)	必要経費等(b)	所得金額(④-⑤)
給与所得①	1,170,000 円	650,000 円	520,000 円
事業所得②			
雑所得③			

次の①②のように配偶者控除を受けることができる配偶者の合計所得金額が38万円以下又は76万円以上
の人は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
①配偶者の所得が給与だけで、その給与の収入金額が103万円以下又は141万円以上である人
②配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけで、その公的年金等の収入金額が158万円以下又は196
万円以上(配偶者の年齢が65歳未満の場合は収入金額108万円以下又は1,513,334円以上)である人

配偶者の合計所得金額(①～⑦の合計額)	A 520,000 円
○ 配偶者特別控除額の早見表	
欄の金額	控除額
0 円から 380,000 円まで	0 円
380,001 円から 399,999 円まで	380,000 円
400,000 円から 449,999 円まで	360,000 円
450,000 円から 499,999 円まで	340,000 円
500,000 円から 549,999 円まで	260,000 円
550,000 円から 599,999 円まで	240,000 円
600,000 円から 649,999 円まで	160,000 円
650,000 円から 699,999 円まで	110,000 円
700,000 円から 749,999 円まで	60,000 円
750,000 円以上	30,000 円
配偶者の合計所得金額が520,000円の 場合、控除額は260,000円になります。	
配偶者特別控除額	早見表欄の金額 → 260,000 円

社会保険 の種類	保険料支払先 の名称	氏名	あなたが本年中に支 払った保険料の金額
社会保険料控除	国民年金の保険料などのようにあなたが直接支払った 社会保険料を記載します。 給料から差し引かれた社会保険料は記載しません。		
個人型又は企業型年金加入者掛金			
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金			
合計(控除額)			

(源泉徴収義務者の方へ)支払った保険料等の金額の合計額 ⑤ や配偶者の合計所得金額 ④ を源泉徴収票の所定の欄に転記してください。

この申告書は、平成27年9月1日現在
の申告書の記載に当たっては、

等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
読みください。